

身体拘束適正化のための指針

コスモプラス株式会社

コスモ療養通所アンジュ

コスモ重心型児童発達支援・放課後等デイサービス アミイ

コスモ重心型生活介護 ヴィヴ

コスモ重心型日中一時支援 シュシュ

2024年4月1日（第2版）

1. 基本方針

コスモプラス株式会社が運営する通所支援事業所では、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待・身体拘束の防止等の目的のため、利用者に対する虐待・身体拘束の禁止、虐待等の早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して福祉の増進に努めます。施設内における虐待・身体拘束を防止するために、職員へ研修を実施します。

身体拘束は利用者の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものです。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員全員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 身体拘束を適正化することを目的として、「虐待・拘束防止委員会」を設置する。

(2) 当事業所においてはサービス提供にあたり、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束及びその行動制限を禁止する。

(3) 緊急・やむを得ず身体拘束を行う場合

本人やほかの利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、虐待・拘束防止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行う。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力する。

(4) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。

②言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。

③利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をいたします。

④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。

⑤「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか常に振り返りながら利用者主体的な生活をしていただける様に努めます。

2. 委員会の設置

身体拘束防止に努める観点から、「虐待・拘束防止委員会」（以下「委員会」という。）を組成します。なお、本委員会の統括責任者は施設長（管理者）とし、身体拘束防止等に関する措置を適切に実施するための担当者（以下担当者）を定めます。

- 委員会は、必要な都度担当者が招集します。（必要時3ヶ月に1回開催、年1回以上開催）
- 委員の構成は、施設長 看護師 介護職 リハビリ その他、必要と認められる者
- 委員会の議題は、次のような内容について協議するものとします。
 - (1) 身体拘束等に関する規定及びマニュアル等の見直し
 - (2) 利用者に対し身体拘束をすることがないように、安全な環境整備の実施
 - (3) 「身体拘束」が発生した場合において、状況・手続き・方法について多職種で検討し、適正に行われているかを確認する
 - (4) 身体拘束廃止に関して職員全体への研修の企画・実施
 - (5) 施設内でのケアの見直し、利用者に対して適切なケアが実施されているかを検討する。

3. 委員会における役割

身体拘束防止にむけた各職種の役割は、それぞれの専門性に基づくアプローチチームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応します。

- 施設長
- ・ 1) 身体拘束における諸課題等の最高責任者
 - ・ 2) 身体拘束廃止委員会の総括責任者
 - ・ 3) ケア現場における諸課題の総括責任者
 - ・ 4) ただし 2)、3) においては、施設長の判断する者に代理させることができることとする
- 看護師
- ・ 1) 医師との連携
 - ・ 2) 施設における医療行為の範囲の整備
 - ・ 3) 重度化する利用者の状態観察
 - ・ 4) 記録の整備
- 介護職
- ・ 1) 拘束がもたらす弊害を正確に理解する
 - ・ 2) 利用者の尊厳を理解する
 - ・ 3) 利用者の疾病、障害による行動特性の理解
 - ・ 4) 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
 - ・ 5) 利用者とのコミュニケーションを十分にとる
 - ・ 6) 記録は正確かつ丁寧に記録する

- リハビリ・・・1) 機能面からの専門的指導、助言
- 2) 重度化する利用者の状態観察
- 3) 記録の整備

その他・・・記録の整備

4. 身体拘束発生時の報告、対応に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

【 介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為 】

- (1) 徘徊しないように、車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車椅子やいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッド等に体幹や四肢をひもで縛る。
- (10) 行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

①カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、虐待・拘束防止委員会を中心として、各関係部署の代表者が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性 ③一時性の 3 要件の全てを満たしているかどうかについて確認する。カンファレンスで確認した内容を虐待・拘束防止委員会に報告し、身体拘束を行う選択をした場合は、拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等について検討し、本人、家族に対する同意書を作成する。

②利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。また、身体拘束の同意期限を超え、な

お拘束を必要とする場合については、事前に本人・家族等と締結した内容と方向性及び利用者の状態等を確認説明し、同意を得た上で実施する。

③記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いて、その対応及び時間・日々の心身の状態等の観察・やむを得なかった理由を記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。その記録は 5 年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に掲示できるようにする。

④拘束の解除

③の記録と虐待・拘束防止委員会での再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、本人、家族に報告する。

5. 身体拘束等の適正化のための職員研修

○ 介護に携わるすべての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を実施します。

○ 具体的には、次のプログラムなどを実施します。

- ・ 虐待防止法等の基本的考え方の理解
- ・ 新任者に対する身体拘束廃止のための研修の実施
- ・ その他必要な教育・研修の実施

○ 実施は、年 1 回以上行います。また、新規採用時には必ず入職 3 ヶ月以内に虐待・身体拘束の防止のための研修を実施します。

○ 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、紙面または電磁的記録等により保存します。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧

○ 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設 HP において、いつでも閲覧が可能な状態とします。

(附則)

この指針は、2021 年 10 月 1 日より施行する

この指針は、2024 年 4 月 1 日より施行する